

## 一般事業主行動計画(次世代法 & 女性活躍推進法)

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を目指して、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日
2. 目標と取組

1.目標 計画期間中に、女性の採用割合を 40%以上に引き上げること

### <取り組み>

- ・採用活動範囲の見直し⇒技術系以外の学校へも積極的に採用活動を行い、技術職に興味ある女子学生の掘り起こし、採用につなげる。
- ・産休・育休制度や短時間勤務を利用する従業員のインタビューを自社 HP で発信し、ワークライフバランスを重視しながら女性が長く活躍できる職場であることをアピールする。

2.目標 計画期間中に、1 人以上の男性が育児休業を取得すること

### <取り組み>

- ・男性も育児休業を取得できることを社内DBを使って周知する。
- ・子供が生まれた男性社員を対象に、取得を促す声掛けとリーフレット配布を行う。
- ・子供が生まれた際に取得できる特別休暇の拡大

※ 1：女性活躍推進法 2：次世代法